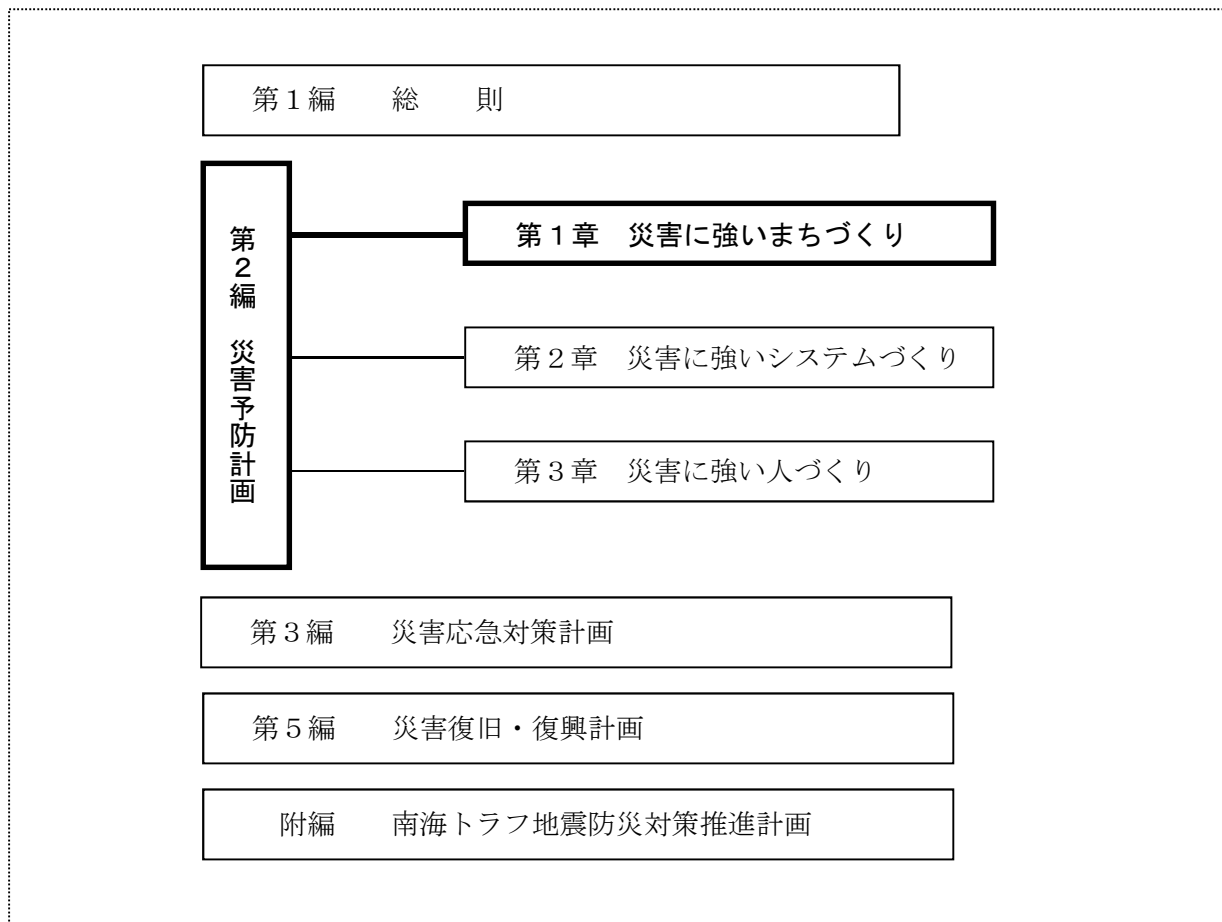


第2編 災害予防計画

第1編	総	則
第2編	災	害 予 防 計 画
第3編	災 害 応 急 対 策 計 画	
第4編	災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画	
附編	南 海 ト ラ フ 地 震 防 災 対 策 推 進 計 画	
資	料	編

第1章	災害に強いまちづくり	2- 1
第2章	災害に強いシステムづくり	2-38
第3章	災害に強い人づくり	2-65

第1章 災害に強いまちづくり



第1節	防災まちづくり計画	2- 2
第2節	公共土木施設等の整備計画	2- 7
第3節	土砂災害等予防計画	2- 10
第4節	水害予防計画	2- 14
第5節	火災対策計画	2- 18
第6節	ライフライン施設整備計画	2- 22
第7節	危険物等災害予防計画	2- 27
第8節	文教対策計画	2- 31
第9節	農林水産関係災害予防計画	2- 33
第10節	地震防災施設緊急整備計画	2- 35

第1節 防災まちづくり計画

方 針

市及び関係機関は、低地帯の浸水対策、建築物の不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等や予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設の耐震化、防災基盤の整備等を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

計 画

第1 地域整備の方針

実施担当部局：企画部、建設部、産業部、教育委員会事務局、関係各部

1 土地利用計画

(1) 魅力的で安全な都市環境の創造

本市が持つ自然、歴史、文化などの個性と特性を活かしながら、文化の交流が活発に行われ、新しい価値を創造する産業が立地し、様々な情報が発信されるなど、人々が多様な営みと活動を展開する魅力的な都市環境を創出する。

津波浸水想定区域においては、都市計画マスタープラン等との調和を図りつつ、津波に対して安全な土地利用の推進を図る。

(2) 土地の有効利用

市街地内の低・未利用地の利用を促進するとともに、各種都市機能の集積を図る。

2 防災空間の整備

(1) 道路の整備

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、幹線市道（1級、2級）及び補助幹線道路の拡幅等の計画的な整備を推進する。

(2) 公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有する。

公園整備について、市関連計画に沿った公園整備を計画的に推進し、防災環境の向上を図るものとする。

(3) その他

道の駅については、駅管理者等と連携して、防災施設としての活用を図るものとし、具体的な活用方法の内容について検討を行っていく。

3 都市的地域の整備

(1) 市街地の緑化・不燃化

災害に強い都市づくりを推進するため、市街地の主要な公共空間である道路・河川や公園・緑地等を計画的に整備するとともに、市街地の面的な緑化・不燃化を進める。

(2) 広域防災帯の整備

アメニティ空間としての機能とともに、災害時には延焼遮断空間としても機能する広域防災帯を都市計画道路元町新庄線、都市計画道路駅前扇ヶ浜線、国道42号等を軸として整備する。

(3) 市街地の開発・整備

既成市街地の一部には、老朽住宅が密集し、生活関連施設が整っていない地域や、都市基盤の整備が立ち遅れ、市民生活の利便や都市活動に対応した機能に欠けている地域があり、これらの地域の機能の更新と回復が必要となっている。

これらの地域については、地域の実情に応じた住環境の総合的な整備を推進し、生活環境の改善を図るとともに準防火地域等の指定の検討等により、都市の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりに努める。

4 農山漁村地域の整備

(1) 自然と調和した地域整備

農山村地域は、豪雨出水時における貯水機能としての水田の整備・活用、健全な森林整備による治山・治水機能の発揮など自然と調和する整備により、国土保全機能の充実に努め、災害に強い地域づくりをめざす。

(2) 防災基盤の整備

災害に備えて、避難場所の整備、消防水利施設の充実に努めるとともに、集落内の狭い生活道路の改良、農業・林業及び漁業集落排水処理施設の適正な維持管理により、快適で安全な地域環境の確保に努める。

(3) 孤立化の未然防止対策

孤立化のおそれのある山間部集落では、衛星携帯電話の設置など災害発生時における防災情報等の連絡体制を整備する。

また、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

5 学校等を核とした防災生活圏の形成

(1) 地域防災拠点

学校を地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校等を核とした防災生活圏の形成に努める。

(2) コミュニティ防災施設の整備

地区の防災活動の中心となる公園、広場を整備するとともに、それに隣接して緊急時の避難、物資備蓄等の機能も備えた公共・公益施設を計画的に立地誘導し、相互の

施設の連携により被災時における地区の防災拠点を整備する。

6 高齢者や障害者に障壁のないまちづくりの推進

災害時に建築物内から避難地等までの安全で障壁のない避難路を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき福祉のまちづくりの推進に適合した建築物等の整備促進を図る。

7 低地帯の浸水対策

低平な平野の凹地では、集中的な豪雨等により短時間でも側溝に雨水があふれ、家屋への浸水を余儀なくされている。これに対処するため排水不良地域から順次水路の整備計画を立てて整備を推進する。

第2 建築物の安全対策

実施担当部局：建設部、総務部

1 建築物の不燃化の促進

市民に対して、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上の指導を行うなど建築物不燃化への取組の促進を図る。

2 公共建築物の耐震診断の実施

公共建築物は、不特定多数に利用されるため、特に安全性の向上を図る必要がある。とりわけ、新耐震基準制定以前に設計施工された公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については早急に耐震診断を実施し、それを踏まえて耐震改修に努める。

3 特定建築物の耐震診断の実施

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）に基づき、民間既存建築物についても、一定規模以上の不特定多数に利用される特定建築物の所有者には、耐震診断・改修を行うよう努めることを求め、耐震改修を促進する。

4 建築物の耐震改修の促進

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命や財産を保護するため、「耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物、特定建築物等を中心として、耐震改修促

進法に基づく耐震改修等を総合的・計画的に実施していく。

また、建築基準法施行令改正に伴い、建築物の吊天井等天井脱落対策、エレベーター等の脱落対策等について指導する。

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する県条例に基づき、避難路（津波浸水想定区域内にある国道、県道、市町村道及びその他公共の用に供する道、並びに同区域内から同区域外の避難先へ通じる道）沿いの建築物等の耐震化を促進する。

5 民間建築物の耐震性強化の促進

新耐震基準制定以前に設計施工された木造住宅及び一定の民間建築物については、所有者に対し耐震診断の必要性を啓発するなど、建築物の安全確保に関する知識の普及・啓発に努め、建築物の耐震性強化の促進を図る。

6 台風時・豪雨時のための対策

市民に対して、台風時・豪雨時に備え、屋根瓦、雨戸や樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発し、建築物の安全対策を促進する。

7 屋外広告物等の落下防止

道路管理者が設置する案内標識等について、施設の点検を行い、速やかに補修、補強等必要な措置を講じ、危険の防止を図る。

また、道路管理者は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

8 工作物の耐震性の確保等

災害時におけるブロック塀の危険性を周知し、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、補助制度により危険ブロック塀の撤去、生垣等への転換を誘導し、安全対策の向上に努める。

第3 宅地等の安全対策

実施担当部局：建設部

1 宅地等の開発行為の規制指導

良好で機能的な市街地の形成を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、

一定の開発行為は、宅地造成等規制法や都市計画法による開発許可制度で規制を行うとともに、「田辺市開発事業の指導要綱」等により指導する。

2 危険宅地等の保全対策

土砂流出、擁壁崩壊等、危険宅地を発見するための防災パトロールを実施し、県等の監督機関から所有者等に改善勧告を行い、危険宅地の解消に努める。

3 液状化対策

液状化対策については、液状化しても構造物に被害が発生しない、あるいは機能に影響を及ぼさないよう構造物側で対応する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止・軽減する方法があるが、市街化した区域では液状化防止の地盤改良工法をとることが困難であり、建築物の新築、建替え時に液状化対策の個別対応を行うものとする。

第2節 公共土木施設等の整備計画

第1 道路・橋梁の整備

実施担当部局：建設部、産業部

方針

災害時における交通の確保は、避難路として、また消防・救護活動などのための緊急道路として重要な意義をもつ。

このため、都市計画道路の整備促進やその他市道、農道等既設道路の改良等、一貫性のある道路交通体系の確立を図るとともに、橋梁の耐震化などを推進し、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る。

計画

1 主要道路の整備

道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、国・県の道路管理者と連携・協力して、落石等危険箇所に対しては、法枠工、植生工、モルタル吹付工、落石防止網・防止柵工等の対策を施すとともに、必要に応じて落石覆工及び拡幅、線形改良等の事業を実施し、災害に強い道路づくりを推進し、安全な道路ネットワークの形成を図る。

2 生活道路の整備

災害発生時の避難路及び避難路へと接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭あい道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

3 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するため、次の項目について整備を検討する。

- (1) 道路の拡幅（延焼遮断帯としての効果）
- (2) 駐車場の確保（路上駐車 の 解消）
- (3) 駐輪場の確保（放置自転車、放置バイクの解消）

4 橋梁の補強、架け替え

橋梁の点検を実施し、老朽化の著しい橋梁については、緊急度の高い箇所から補強、架け替え等を推進する。

※ 道路危険予想箇所は、「資料編1－9（P資1-139）」参照

第2 公園・緑地の整備

実施担当部局：建設部

方 針

公園・緑地は、災害時に一時的な避難場所や火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能すると同時に、応急救助活動等の際のヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、都市防災の観点から都市公園等の整備、緑地の保全を推進する。

計 画

1 都市公園の整備

都市公園は、良好な環境保全、スポーツ、レクリエーションの場としての機能を持つと同時に、災害時における避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。このため、都市公園についてはその配置と規模、防災上の機能を十分考慮して、計画整備を図っていくものとする。

2 その他の公園整備

公園整備にあたっては、面積規模、既存施設などの条件から避難施設を補完し、一体となって災害時の拠点となるよう整備を図るとともに、平常時は市民に親しまれ、災害時に周辺市民の一時的な避難場所となるよう整備を推進する。

3 緑地の保全・整備

緑地は、火災の延焼防止のための遮断帯、緩衝帯として防災上重要な役割を担っているため、防災的な観点から緑地を積極的に保全していくものとする。

第3 港湾・漁港の整備

実施担当部局：建設部、産業部

方 針

災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の優位性を生かした施設の整備を図るとともに、高潮対策や軟弱地盤対策等の適切な防災対策を講ずる。

計 画

1 港湾防災ネットワークの形成

文里港（県管理港湾）については、大規模災害時の広域的な災害対策活動を行うための拠点として緊急物資の仕分け・一時保管用地、臨時ヘリポート、物資輸送用トラックの駐車場、救援・復旧基地用地、がれき処理用地に活用するとともに、救援物資の海上輸送を支える耐震強化岸壁を中心とした港湾防災ネットワークの形成に努めるものとする。

2 漁港・漁村の整備

救援物資・救援人員、被災地からの避難者等の海上緊急輸送のため、耐震性を考慮した漁港施設の整備を検討するとともに、高密度な漁村集落にあつては、消防車等緊急車両の進入が可能な生活空間の確保に努める。

第4 消防水利の整備

実施担当部局：消防本部、建設部

方 針

各種火災に対応するため、地域の実情にあった消防水利の整備と機能の確保を図るものとする。

計 画

1 消防水利の確保

消火栓、防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、災害時における消防水利の機能確保を図るため、飲料水兼用型耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。

※ 消防水利の現況は、「資料編2－2(P資2-1)」を参照

2 指定消防水利の増設

池、水槽等消防の用に利用できる施設をその所有者等の承諾を得て、常時使用の可能性を図るとともに、機能の保持に努める。

3 自然水利等の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、河川・水路、プール、井戸等の確保に努めるとともに災害時に防火用水として利用できるよう整備を進め、消防水利の多元化を図る。

第3節 土砂災害等予防計画

第1 砂防防災計画

実施担当部局：建設部

方 針

土石流災害から市民の生命・財産を守るため、危険度・重要度の高い土石流危険渓流を中心として砂防工事の推進に努める。また、土石流災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努める。

計 画

1 土石流対策

危険度・重要度の高い土石流危険渓流を中心として、情報の収集や点検等を行い、市民の生命・財産の保全に努める。

2 二次災害対策

土石流危険渓流を公表・周知し、雨量計等の設置及びテレメーター化を推進する。
また、避難場所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに、避難基準の目安を設定し警戒避難体制の整備に努める。

※ 土石流危険渓流は「資料編1－4 土砂災害危険箇所(P資1-21)」を参照

第2 山地防災計画

実施担当部局：産業部、建設部

方 針

森林整備保全事業計画に基づき崩壊の復旧、崩壊危険地の予防対策に努め、荒廃した溪流の安定化を図るとともに、保安林の防災機能を高めるために林相改良を行い、降雨による山地災害を防止する。

計 画

1 崩壊危険地の予防対策

崩壊発生地及び崩壊の危険のある斜面を復旧安定させるため、山腹工事を行い森林を育成する。とりわけ集落に近接した山地における災害の防止に努める。

2 治山ダム等の整備

荒廃した溪流について侵食の拡大を防ぎ、山脚を安定させるとともに、溪流に堆積した土砂の流出を防ぐ治山ダムの設置を検討する。

3 流路工整備の推進

溪岸が乱流により侵食を起こし、土砂を生産している箇所において、溪流を安定させるために流路工を施工する。

4 森林整備の推進

災害等により荒廃している保安林については、植栽、下刈、除伐、枝打、本数調整伐等の森林整備を推進し、保安林の機能回復により山腹崩壊、土砂流出を防止する。

5 適切な維持管理

過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して適切な維持管理に努める。

※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は「資料編 1－4 土砂災害危険箇所(P 資 1-21)」を参照

第3 地すべり防止計画

実施担当部局：建設部、産業部

方 針

地すべり危険箇所においては、集中豪雨や地震等を契機として不安定な地すべり土塊が滑動しやすいことが予想されるため、危険度・重要度の高い地すべり危険箇所から地すべり対策工事を推進し、地すべり発生の危険性を低減させる。

また、地すべり災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努める。

計 画

1 地すべり対策

地すべり防止区域で、既に被害が発生している箇所やそのおそれがあるものについて地下水排除工、排土工、アンカー工、杭工、緑化工を実施し、地すべり災害を防止するとともに被害の復旧を図る。

2 二次災害対策

地すべり危険箇所を公表・周知し、雨量計等の設置及びテレメーター化を推進するとともに、地すべり災害に備えて警戒避難体制の整備を図る。また、避難場所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに、避難基準の目安を設定し、警戒避難体制の整備に努める。

※ 地すべり危険箇所は「資料編 1－4 土砂災害危険箇所(P 資 1-21)」を参照

第4 急傾斜地崩壊防止計画

実施担当部局：建設部

方針

がけ崩れ災害による被害を防止又は軽減するため、危険箇所を順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、危険度・重要度の高い地域から急傾斜地崩壊対策工事の推進に努める。

また、がけ崩れ災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努める。

計画

1 急傾斜地崩壊対策

危険度・重要度の高い急傾斜地崩壊危険箇所を中心として、急傾斜地崩壊対策工事を推進し、市民の生命・財産の保全に努める。

2 二次災害対策

急傾斜地崩壊危険箇所を公表・周知するとともに、降雨後の地盤の緩みなどに起因する二次災害の危険性について、日頃から防災知識の普及を図る。

また、避難場所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに、避難基準の目安を設定し警戒避難体制の整備に努める。

※ 急傾斜地崩壊危険箇所は「資料編 1－4 土砂災害危険箇所(P 資 1-21)」を参照

第5 土砂災害防止計画

実施担当部局：建設部

方 針

土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

計 画

1 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土石流災害が発生するおそれのある区域を土砂災害（特別）警戒区域に指定する。

市は、県の協力を得て、土砂災害に対する警戒避難体制の整備、地域住民の防災に対する意識を高め非常時に自主的な避難を促すため、土砂災害に関連する情報として土砂災害警戒マップを作成、配布する。

第4節 水害予防計画

方 針

市及び関係機関は、洪水や高潮等の浸水被害、地震時の堤防破損や津波による浸水を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川や海岸等に関する予防対策の推進を図る。

また、地震による河川堤防の崩壊や津波による被害を防止又は軽減するため、低地帯など危険度、重要度の高い堤防や水路の改修を進め、河川施設の耐震化の推進に努める。

洪水予報河川である熊野川、水位周知河川である左会津川については、県が作成した浸水想定区域図（浸水の予想される区域を表示した図）をもとに、浸水防止措置及び早期避難体制の整備を進めるとともに、その他の河川についても、これまでの浸水実績に基づき必要な予防対策の実施に努める。

計 画

第1 河川対策

実施担当部局：建設部、産業部

1 河川改修の推進

（1）県管理の河川

県が管理する河川は、県の整備計画に基づき改修計画が進められているが、市は堤防の決壊により人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して改修を要請していくとともに、流域、河川の状況等を把握し、災害防止工事の促進を図る。

（2）市管理の河川

市が管理する準用河川・普通河川の改修については、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努める。なお、河川改良・改修事業は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に即応できるように検討を重ねる。

2 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と水防機能向上のため、施設の点検・整備を行う。

また、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討する。

※ 知事管理河川重要水防箇所は「資料編1－6（P資1-135）」を参照

第2 ため池対策

実施担当部局：産業部

方 針

土地利用の変化等に伴う流出量の増加や兼業農家の増加等による管理体制の弱体化により、危険な状況にある老朽化したため池が増加する傾向にある。このため、これらの改修補強を推進し、災害発生の防止を図る。

また、家屋、公共施設等が下流域に存在する危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるよう堤体の補強・底樋の改修及び下流側水路等の改修、新設を行うほか、ため池に関連する情報としてため池ハザードマップを作成し、地域住民に周知を図る。

計 画

1 点検調査の実施

老朽化の進んだ危険性の高い施設に重点をおいた定期的な点検調査を継続するとともに、市内のため池改修計画を策定する。

2 ため池補強事業の推進

市は、主要なため池について調査の上、老朽化の著しいため池については、管理者に対し、その対策について啓発指導にあたりるとともに、危険なため池について、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

災害を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を目的とした以下の事業の推進に努める。

- (1) 県営ため池等整備事業
- (2) 団体営ため池等整備事業
- (3) 小規模土地改良事業

3 水防監視体制の強化

ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉及び底樋の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

市は、気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、水利組合・消防署・市民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

※ 重要水防ため池は「資料編 1－8 (P 資 1-138)」を参照

第3 海岸防災計画

実施担当部局：建設部、産業部

方針

高潮・波浪などの災害から市民の生命・財産を守るため、堤防工・護岸工などの海岸保全施設整備を推進するとともに、現有施設の維持管理に努める。

計画

高潮・波浪による背後地への被害を防止するため、過去の被害実績等を踏まえ必要に応じて海岸事業を実施する。

また、近傍地での地震による津波来襲時には、防潮効果が確実となるよう、樋門等の電動化・自動化を図る。

※ 海岸重要水防箇所は「資料編 1－7 (P 資 1-137)」を参照

第4 浸水対策

実施担当部局：建設部、産業部

1 排水設備等の整備

集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えることを目的とし、これに必要な排水設備等の整備を計画的に実施する。

2 排水ポンプ場の整備

排水ポンプ場の整備を推進し、浸水被害の解消を図る。

3 水路施設の整備

水路の改修整備事業を計画的に実施するとともに、水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

4 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するために発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 調整池の整備
- (2) 公共公益施設等における雨水流出抑制施設の整備
- (3) 透水性舗装や雨水浸透枳の施工・設置の推進

5 道路の冠水対策

道路交通の確保を図るため、冠水した実績のある、又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ等の対策により、順次冠水道路の解消を図る。

6 土地利用規制の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地及び水害常襲地での浸水時の被害軽減を図るため、土地利用規制や建築規制の導入を検討する。

第5節 火災対策計画

方 針

火災の発生を予防し、火災による被害を軽減するため、市民の防火意識の向上や事業所等における防火管理体制の強化に努めるとともに、消防施設の整備や消防団の活性化に取り組み、消防力の増強を図る。

計 画

第1 火災予防対策

実施担当部局：消防本部

1 一般住宅に対する対策

(1) 住宅用火災警報器等の設置促進

一般住宅に対する住宅用火災警報器等の設置が義務化されたことを踏まえ、あらゆる機会を捉えて市民に対して積極的に設置の啓発を図る。

ア 町内会及び各種団体等に対する説明会の実施

イ 啓発用パンフレット等の配布

ウ 各種メディアを活用した広報

(2) 消火器等の住宅用防災機器の普及促進

住宅における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うため、住宅用火災警報器等のみならず、消火器の設置や安全装置付き暖房器具等の使用及び衣類等の防災製品の使用についての普及促進を図る。

2 事業所等に対する対策

(1) 査察の強化

査察計画に基づき立入検査を実施し、法令違反対象物に対しては違反是正がなされるよう適切な対応を行う。

ア 定期査察

イ 特別査察

ウ 随時査察

(2) 防火管理の徹底

ア 消防用設備等及び避難施設等の維持管理の徹底

イ 消防計画に基づく自衛消防組織の教育及び訓練の実施

ウ 火気使用場所の整理整頓、火気の始末の徹底

3 防火思想の普及

- (1) 町内会・自治会及び自主防災組織等に対し、消火実習や防火座談会等を通じて防火意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防火対策の確立を推進する。
- (2) 地域住民の協力を得るため、消防団、婦人防火クラブ等と連携し、地域に根ざした広報・普及啓発活動の推進を図る。
- (3) 保育所、幼稚園等において幼年消防クラブの結成を促進し、防火の心得を理解させ、幼年期からの防火意識の高揚を図る。

第2 消防力の増強

実施担当部局：消防本部

1 消防施設の増強

消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき、消防に必要な施設及び人員を整備する。

また、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、消火栓、防火水槽等の充足を図る。

2 消防団消防力の強化

大火災等の災害時、地域における防災活動のかなめとなる消防団については、拠点施設の整備、充実を図るとともに、機動力及び災害対応力の強化を図るため消防ポンプ自動車をはじめ各種資機材の増強・整備に努める。

また、地域住民の理解と認識を深めるとともに、若年層への積極的な入団の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

※ 消防ポンプ自動車等現有数は「資料編 2－1 (P 資 2-1)」を参照

3 消防隊の効率的運用

災害時に輻輳する被害情報、交通障害等の消防活動条件の悪化などに対処するため、消防車の出動方法、出動経路の指定及び応援隊の効率的運用の推進を図る。

第3 消防活動対策

実施担当部局：消防本部、建設部

1 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足、道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び消防団の資機材の充実を図り、地域の災害活動体制を強化する。

2 道路対策

- (1) 救助・救急、消火活動に必要な道路が確保できていない場合は、火災防御活動の支障を排除するため、田辺警察署、道路管理者等に道路事情の改善について対策を要望する。

また、違反駐車による交通障害については、田辺警察署及び市民に協力を要請する。

- (2) 消防車両が災害出動等により緊急通行する際に、道路上の車両その他の事象により緊急通行ができない場合は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づく道路障害物除去措置命令又は道路障害物除去を行い、消防活動路の確保を行う。

第4 林野火災対策

実施担当部局：消防本部、産業部

1 林野火災予防施設の整備

- (1) 市は、市有又は市域内の財産区所有の森林について、防火線及び林道の構築・整備を推進する。
- (2) 民間所有の森林について、その所有者に防火線等の構築・整備を指導する。

2 巡回・監視の強化

気象状況、森林内作業等の状況により火災発生の危険が大きい時期は、消防団員等により巡回監視を行う。

- (1) 火災警報の発令及び周知
- (2) 火気の使用制限

3 消防体制の整備

森林管理署や森林関係機関の協力を得て、地域における総合的な消防体制を整備する

とともに、消防機関における相互応援協定等により、広域的な消防体制を確立する。

また、広域に及ぶ林野火災に対し、自衛隊による空中消火を実施する場合の資機材は県有林野火災用空中消火資機材を確保する。

※ 林野火災用資機材一覧表は「資料編2－3(P資2-1)」を参照

4 林野防火思想の普及

森林内作業、入山者等に対して、次のとおり林野防火思想の普及を図る。

- (1) 火入れ等森林内作業にあたっては、「田辺市火入れに関する条例」の規定のほか防火上必要な指示を与え、出火の防止を図る。
- (2) 登山、ハイキング等で入山する者に対しては、火気注意等の看板により注意を喚起し、火災の予防を図る。

第6節 ライフライン施設整備計画

方 針

ライフライン施設の災害対応力の強化は、①供給・処理施設等ライフライン自体の耐震・耐水性等の強化、②大規模地震発生時における二次災害防止のために必要なソフト・ハード両面にわたる対策の充実・強化、③供給停止に対する代替サービス提供のための整備・強化、④適切な初動対応と関係機関相互の連携・協力を行うために必要な非常時活動体制の確立を総合的に進めることにより行う。

計 画

第1 上水道施設

実施担当部局：水道部

1 施設の整備

- (1) 水源地及び浄水場からの導水管、送水管、配水管等の施設について、巡回点検を行う。幹線配水管については、配水池等で配水量及び水位を点検（記録）し、災害時には、この記録をもとに破損・漏水等の早期発見に努める。
- (2) 老朽送配水管の更新及び送配水施設の耐震性の強化を図るとともに、管路における地質の状況の把握に努め、液状化しやすい地域等について、耐震性を考慮した整備計画に努める。
- (3) 単一管路で給水されている区域については、配水本管、配水支管の新規布設により管路のループ化・多重化を図る。
- (4) 配水管については、材料の使用基準の見直しを行い、要所に伸縮・可とう性のある材料を使用する。
- (5) 浄水場及び配水池等の施設更新にあたっては、貯水量の見直しを行い、災害時に備えるため浄水場等の貯水能力を増強する。
- (6) 災害時の飲料水を確保するため、配水池へ緊急遮断弁を計画的に整備する。

2 給水タンクの整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に配水不能となったり、あるいは飲料水の汚染等により飲用に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から給水タンク等の点検・整備に努める。

3 資材の整備

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を整備するとともに、臨時給水用資機材の整備を図る。

4 相互応援体制の強化

水道災害相互応援協定に基づく日本水道協会和歌山県支部及び田辺市周辺の水道事業体等との連携を図り、人員派遣、資機材の調達等に関する充実強化を図る。

第2 下水処理施設

実施担当機関：建設部、市民環境部、産業部

1 生活環境の確保

災害時においても市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水処理機能の維持に努めるとともに、施設の被害を最小限に抑え早期の機能回復を図る。

2 施設の整備

下水処理施設の施工にあたっては、設備の二元化など災害に強い施設の整備を図る。

3 資機材、体制の整備・強化

被災した下水処理施設を迅速に応急復旧できるよう、資機材、体制の整備・強化を図る。

※ 生活排水処理施設の整備状況は「資料編2-12(P資2-26)」を参照

第3 電力供給施設

実施担当機関：関西電力株式会社田辺営業所

1 電力施設の整備

発電施設や変電施設等の各電力施設について、災害時の被害を防ぐための設備の整備、強化を図り、安定した電力の供給を行う。

2 広報

災害による断線、電柱の倒壊及び折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、広報活動を行う。

3 災害対策用資機材等の確保

平常時から災害対策用資機材等を確保するとともに、災害対策用資機材等の輸送計画を定め、車両等の輸送力の確保に努める。

4 防災訓練、防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施するとともに、市等の防災訓練に参加する。

5 応援体制の整備

他の電力会社等と協調し、資材、輸送力等の相互融通等を行い、災害時における相互応援体制を整備するとともに、自治体及び防災関係機関と平常時から連携体制を整備する。

第4 プロパンガス

実施担当機関：L P ガス保安協会田辺支部

1 L P ガス保安協会田辺支部は、市と協力して災害により被害が予想される場合の措置や日常の点検等について、消費者に対して周知徹底を図る。

2 協会加盟店の職員防災教育を実施するとともに、市等の防災訓練に参加する。

3 協会加盟店は、災害発生時におけるプロパンガス容器の流出、埋没等による爆発や火災などの二次災害に備え、同容器の所在・本数等の把握に努める。

第5 電信電話施設

実施担当機関：西日本電信電話株式会社和歌山支店、携帯電話各事業者

1 通信施設の整備

- (1) 災害のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水、耐風及び耐雪構造化を行い、また地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化構成とする。
- (3) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (4) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

2 災害対策用機器及び資機材等の配備

災害が発生した場合、電気通信サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、次に掲げる災害対策用機器及び資材等を配備する。

- (1) 可搬無線機及び衛星通信装置等の災害対策用機器及び予備電源車等の車両
- (2) 復旧用資機材
- (3) その他必要な物資

3 災害時措置計画及び輸送計画

- (1) 災害時等において、重要通信の疎通確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

4 防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施するとともに、市等の防災訓練に参加する。

第6 鉄道施設

実施担当機関：西日本旅客鉄道株式会社紀伊田辺駅

1 鉄道施設の整備

列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等非常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害が発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ構築しておく。

2 職員・利用者の安全確保

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な計画を、毎年当初において策定する。

3 非常時活動体制の整備・強化

災害時に応急対策活動を的確かつ迅速に行うことができるよう、その体制の整備・強化を図る。

4 防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施する。

第7 バス機関

実施担当機関：龍神自動車株式会社、明光バス株式会社、熊野交通株式会社
奈良交通株式会社、田辺市住民バス

1 災害時の運行確保

災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る。

2 防災訓練・防災教育の実施

防災訓練、職員防災教育を実施する。

第7節 危険物等災害予防計画

第1 危険物災害予防計画

実施担当部局：消防本部

方 針

災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

計 画

1 保安教育の実施

- (1) 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理体制の向上を図るため、関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。
- (2) 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

2 規制の強化

危険物施設の立入検査を適宜実施し、行政指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- (2) 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- (4) 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

※ 危険物施設一覧表は「資料編 1－10(P 資 1-140)」を参照

3 自衛消防組織の強化促進

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

4 化学消防機材の整備

- (1) 化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
- (2) 危険物事業所における泡消火剤等必要機材の備蓄を促進する。

5 石油流出に備えた資機材の確保

危険物事業所におけるオイルフェンス等の必要機材の備蓄を促進するなど、石油流出に備えた応急体制の強化を図る。

第2 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

実施担当部局：消防本部

方 針

火薬類の貯蔵施設等においては、火災によって著しい燃焼が起こる場合が予想され、高圧ガス製造施設等においては、漏えい、火災等による災害が予想されることから、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

また、火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いについて、法令に基づき規制業務の実態を把握し、災害防止に努める。

計 画

1 保安教育の実態

- (1) 火薬類、高圧ガスを取り扱っている事業所の管理責任者、保安責任者等に対し、保安管理体制の向上を図るため、関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。
- (2) 火薬類危害予防週間、高圧ガス保安活動促進週間に保安啓発活動を実施する。

2 規制の強化

火薬類、高圧ガス製造施設等の立入検査を適宜実施し、行政指導を行う。

- (1) 施設等の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査の強化
- (2) 高圧ガスの運搬、積載方法についての検査の強化
- (3) 火薬類、高圧ガスの管理者、保安責任者等に対する指導の強化
- (4) 火薬類、高圧ガスの貯蔵取扱等安全管理についての指導

※ 火薬類、高圧ガス製造施設等一覧表は「資料編 1－11(P 資 1-140)」を参照

第3 毒物劇物災害予防計画

実施担当部局：消防本部

方 針

毒物又は劇物等の流出等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物の製造、貯蔵等を行う施設に対して実施される県の指導等、予防対策に協力する。また、消防本部は届出等により災害発生時の消火活動の障害とならないよう指導する。

計 画

県が毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱等施設に対して行う災害予防対策

- (1) 毒物劇物営業所に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンクの継続調査及び指導の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催

第4 放射性物質事故災害予防計画

実施担当部局：総務部

方 針

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故等による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

計 画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。

第5 流木災害予防計画

実施担当部局：産業部

方 針

津波、台風、高潮及び洪水等による流木被害の防止対策を講ずるものとする。

計 画

1 流出防止対策

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を軽減するため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 貯木場内の木材を整理し、流出防止を図る。
- (2) 貯木している木材は、津波、洪水、高潮時に流出して災害の発生を助長するおそれがあるので、常に区域内を監視し、木材流出防止に万全を期する。
- (3) 災害時における木材による災害防止のため、田辺木材協同組合(22-0580)と連絡調整を図る。

第8節 文教対策計画

方針

地域における防災活動の拠点となる教育施設の防災機能の強化を図るとともに、日常の活動を通じて学校を核とした防災生活圏の形成を図る。また、貴重な文化財を守るため、市民その他関係機関の協力により、その保護に努める。

計画

第1 教育施設の整備と防災体制の強化

実施担当部局：教育委員会事務局

1 教育施設の整備

学校施設や社会教育施設を地域防災拠点として位置づけ、施設の耐震性・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能の拡充を図る。

2 防災体制の強化充実

(1) 防災計画の充実

各教育施設において、各種災害に対応した防災計画を作成・充実する。

(2) 防災訓練の実施

各教育施設において、各種災害に対応した防災訓練・避難訓練を実施する。

(3) 学校防災教育の推進

児童・生徒に発達段階に応じた防災に関する知識を習得させるため、防災訓練を通して適切な行動ができるよう教育・指導する。

第2 文化財対策

実施担当部局：教育委員会事務局

1 施設等の整備

文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備に努める。

(1) 地震対策（施設の耐震化等）

(2) 火災対策（警報・消火・防火設備の整備、火気の使用制限等）

- (3) 落雷対策（避雷針の設置等）
- (4) その他の対策（周辺環境整備、委託保管、施設・機器の点検整備等）

2 保護思想の普及

文化財の保護には所有者だけでなく市民の協力も必要であり、文化財防火デー、文化財保護強調週間、文化財保護月間などの機会を通じて、市民に対する文化財保護思想の普及を図る。

3 関係機関の連絡、協力及び防災訓練

文化財所有者、消防署、田辺警察署、市教育委員会、その他関係機関は平常時から密接な連絡を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応ができるよう努める。

4 火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物の建造物付近をたき火、及び喫煙を制限する区域に指定し、市民及び見学者等に周知するとともに、指定区域内に禁止の立て札による掲示を行い、出火防止を図る。

※ 田辺市における文化財一覧表は「資料編 2－12(P 資 2-27)」を参照

第9節 農林水産関係災害予防計画

方 針

各種気象災害による農作物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術対策、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

計 画

第1 風水害予防対策

実施担当部局：産業部

1 農作物対策

(1) 水稻

過度な施肥を避け、健全な育成に努めるとともに、水路の清掃補強や深水による穂の乾燥被害を防止する。また、必要に応じて、病虫害の防除作業を行うとともに、穂発芽、流出等を起こさないよう注意する。

(2) 果樹

ア 塩風害に強い樹種による防風林や防風垣を整備し、強風時に備えるとともに、せん定、支柱立て等を行い倒伏等を防ぐ。

イ 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

(3) 施設栽培（野菜、花き、果樹）

パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策をとる。

ア 防風林、防風ネット等自然的防風機能の強化

イ 直パイプ等のすじかいや施設部材の地中打ち込み部の補強等

ウ 施設周辺排水溝の整備・点検

2 畜産対策

(1) 畜舎の補強等

畜舎及び鶏舎等の破損場所、危険箇所等の点検を行い、ボルト、釘の緩み等補強を要する箇所の補修、排水路の整備を行うとともに、家畜の避難方法について事前に検討し、待機場所、応急仮設畜舎資材等を点検する。

(2) 家畜衛生対策

災害時の家畜伝染病、その他の病気の発生に備え、飼養管理、衛生管理の徹底を期すとともに、緊急時に備え、紀南家畜保健衛生所との連携により緊急医薬品等を整備

しておく。

3 農業用施設対策

- (1) 農業用施設等の災害発生を未然に防止するため、常に降雨時の気象予報に注意し、これらの巡回・点検に努める。
- (2) ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行う。また、頭首工については、洪水流下を阻害しないよう施設の保全を行う。
- (3) 降雨状況によって、地盤の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。また、各種樋門、排水機場等の点検、注油及び操作位置までの連絡道の整備など、現地に適応した災害未然防止に万全を期す。

4 林業対策

- (1) 林業施設
林道については、側溝、暗きょ等排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や、伐採の規制等適正な対策を講じる。
- (2) 林産物
林産物については、その種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

第2 干害予防対策

実施担当部局：産業部

1 農作物対策

- (1) 水稻
水源のかん養や、河川・用排水路・ため池等の整備など水利の恒久的な改善に努め、計画的な節水・かんがいを行う。
- (2) 果樹
深耕、堆肥の施用、客土により土壌の保水力を高めるとともに、敷草等により土壌水分の蒸発散量を少なくする。また、かんがい用水の確保と施設資材の点検整備を行い、計画的なかん水に努める。

第10節 地震防災施設緊急整備計画

方針

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定した「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「耐震改修促進計画」の推進を図る。

なお、防災効果が発揮されるよう、施設整備の順序や方法、ハード対策とソフト対策を組み合わせた効果的な対策の実施に努める。

計画

第1 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

実施担当部局：関係各部

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（漁港漁場整備法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号の係留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法（昭和25年法律第137号）第3条第1号のイの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 上記7から10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 12 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
- 13 砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊によ

る災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

- 14 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 15 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 16 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 17 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 20 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

第2 耐震改修促進に関する計画

実施担当部局：建設部、関係各部

現在、平成20年3月に作成した前計画の検証により新たに作成した平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とした「田辺市耐震改修促進計画」により、大規模地震発生時における住宅・建築物の倒壊を半減させるという目標を定め、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化を図る建築物の種別を設定するなど、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めている。

1 住宅の耐震化

民間住宅については、昭和56年5月以前に着工された住宅を対象に耐震診断、設計、改修（現地建替え）に対する助成制度により、耐震化を促進する。

2 特定建築物の耐震化

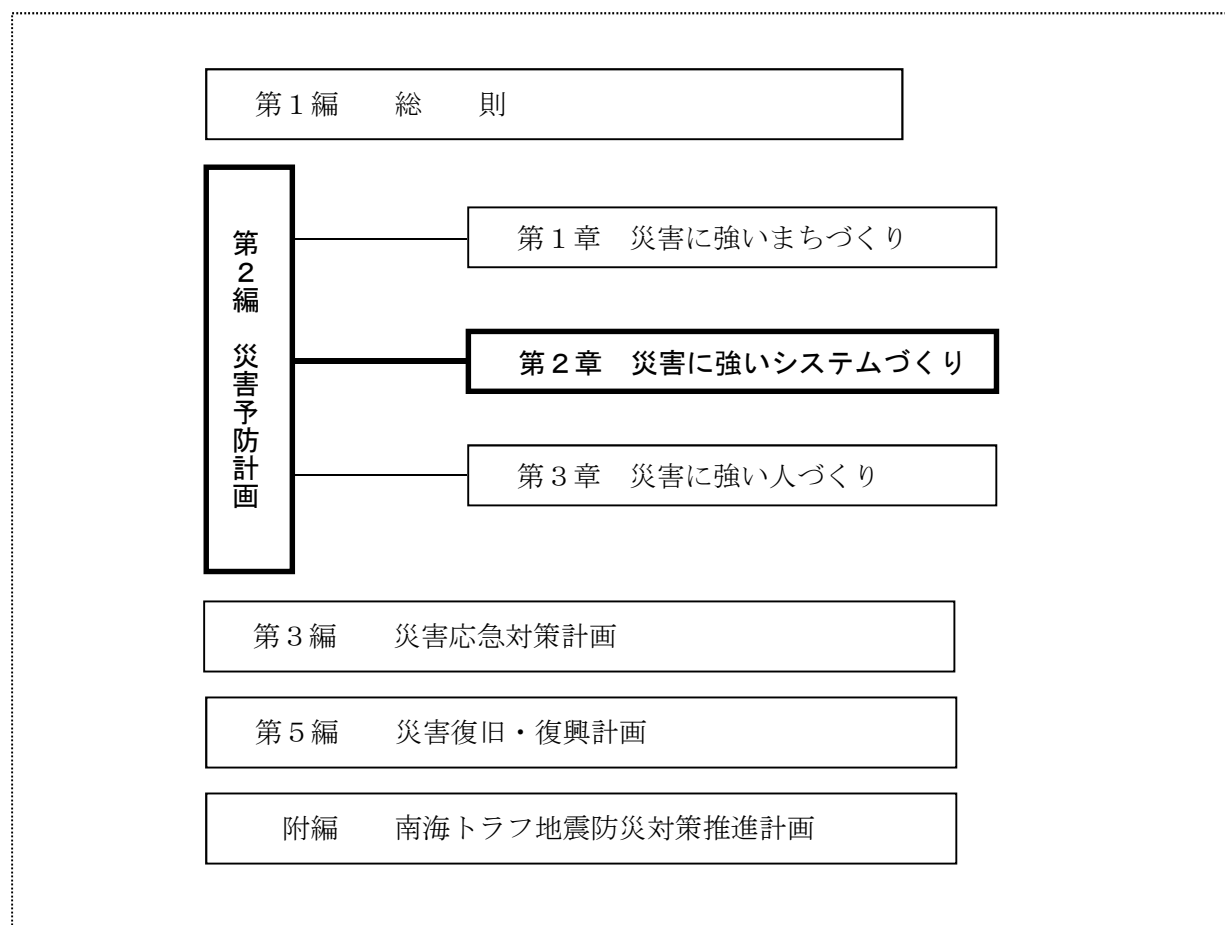
多数の者が利用する一定規模以上の建築物について、耐震診断、改修を促進する。

3 市有建築物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき学校施設の耐震化を優先的に進めているが、その他の建築物についても、災害対応の拠点となる施設等、優先順位を総合的に検討した新たな計画

により、耐震化を推進していく。

第2章 災害に強いシステムづくり



第1節	防災体制の整備計画	2- 39
第2節	災害情報網整備計画	2- 42
第3節	避難体制整備計画	2- 44
第4節	津波避難対策計画	2- 47
第5節	災害時医療体制整備計画	2- 50
第6節	水・食料・生活物資等確保計画	2- 53
第7節	緊急輸送のための整備計画	2- 56
第8節	災害軽減のための計画	2- 59
第9節	災害対策拠点等の整備	2- 63
第10節	受援計画	2- 64

第1節 防災体制の整備計画

方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の応急対策及び災害応急復旧を迅速かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る。

計画

第1 災害応急対策組織の整備

実施担当部局：総務部

1 災害応急対策組織の整備

- (1) 災害の予測及び予報、災害に関する情報の収集伝達、災害応急措置の実施等災害応急対策の実施に関する災害対策本部その他の組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。
- (2) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を促進するとともに、市と防災関係機関との連携及び協力体制を確立する。

2 緊急連絡網及び動員計画

職員は、災害時における自らの役割について、日頃から習熟に努めるとともに、各部及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割についてあらかじめ定め、また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保を可能にしておく。

第2 防災研修及び訓練の充実

実施担当部局：総務部、消防本部

1 職員災害対応マニュアルの習熟

市職員は、日頃から「職員災害対応マニュアル」に目を通し、習熟しておくこととし、災害時の状況に応じた的確な対応ができるよう備える。

2 防災研修及び防災訓練の実施

(1) 市職員の防災教育

災害の応急対策には、職員一人ひとりの防災知識及び心構えが重要な要素である。そこで、各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術の修得を図るため、防災研修等を実施する。

(2) 消防団員の防災教育

防災関連の研修会への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の研修会、各種訓練等を実施し、専門的知識の習得等、消防団員の資質の向上を図る。

(3) 防災訓練の実施

市は、関係機関、市民、事業所等の協力のもとに、組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、通信訓練、避難所運営訓練等の各訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の円滑な実施体制の確立に努める。

訓練の実施にあたっては、参加者に事前にシナリオ、訓練開始時間を知らせない訓練、机上において想定災害に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにした上で、必要に応じ、マニュアルの作成、改訂等を行う。

※ 第2編第3章第3節 防災訓練(P2-73)を参照

第3 資機材等の整備点検

実施担当部局：関係各部

1 備蓄体制の充実強化

市及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備充実を図るとともに、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう確認しておくものとし、緊急の補充に備えるため、業者を調査し、流通備蓄の充実に努める。

2 防災資機材の整備点検

(1) 整備資機材

- ア 水防、消防等の資機材
- イ 特殊車両
- ウ 建設用資機材

- エ 医療品、薬剤等の医薬品
- オ その他災害用装備資機材
- (2) 保有（備蓄）資機材の点検
 - ア 不良箇所の有無
 - イ 機能試験の実施
 - ウ 種類、規格と数量の確認
 - エ 医療品の使用期限等の確認
 - オ その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに、破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

3 災害用緊急物資食料等の備蓄点検

(1) 給水体制の整備

災害時において、被災者への飲料水の供給が確保できるよう応急給水用資機材の整備を行うとともに、あらかじめ給水計画を策定しておく。

(2) 食料等の備蓄体制の整備

あらかじめ災害時における食料等の備蓄計画を策定し、平素から調達可能なアルファ米、クラッカー、生活必需品及び医薬品等の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう整備しておく。

※ 国、県等の救助用食料の確保状況は「資料編2-4(P資2-3)」を参照

※ 災害用備蓄物資一覧表は「資料編2-5(P資2-4)」を参照

第4 広域応援体制の整備

実施担当部局：関係各部

1 市町村間の広域応援体制の充実

市は、災害時に相互援助を実施することを目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の構築に努める。

特に南海トラフ地震のように被害の及ぶ範囲が極めて広いと想定される大規模地震については、広域応援協定の充実により、広域災害に対応できる体制づくりを推進する。

2 関係団体及び民間企業との協力体制の確保

応急活動や救援活動の効率化を図るため、平常から関係団体及び業界との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を図るため情報交換を行う。

第2節 災害情報網整備計画

方 針

災害時の電話回線の輻輳又は途絶時における防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化、情報が集まらない場合若しくは少ない場合におけるマニュアルの策定・徹底、本部員及び防災対策関係職員への非常時通信・連絡手段の確保を図ることにより、総合的に情報の収集・伝達体制の整備・強化を行う。

計 画

第1 防災情報ネットワークの整備

実施担当部局：総務部、関係各部

1 田辺市防災行政無線の整備・拡充

市民の生命・財産を守るため、災害情報を迅速かつ的確に提供する市防災行政無線の整備・拡充に努める。

2 災害時優先電話の指定

市各部、出先機関、避難施設、防災関係機関等に対し災害時優先電話の指定を指導し、非常時における連絡手段の確保を図る。

3 無線従事者の確保

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

4 多様な通信手段の整備

携帯電話、電子メール、インターネットの利用等災害時通信手段の多様化を推進し、非常時の職員への連絡体制の強化や情報収集の機動力の向上に努める。

また有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底するとともに、機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

5 無線通信に関する民間との協力体制の確保

タクシー会社や漁業協同組合等の業務用無線保有機関やアマチュア無線資格者などとの協力体制を平時から確保し、災害時の情報収集・伝達体制を補完する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

実施担当部局：総務部、企画部

1 非常時における情報判断

市職員は、情報が集まらない場合又は少ない場合にも、限られた情報をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできる情報判断能力を養う。

2 市民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報収集は、正確かつ迅速な対応が求められる。このため、特に初期の被害状況については、町内会等の市民自治組織を通じて、直ちに本部に通報してもらえよう事前に十分協議しておくものとする。

3 市民への広報システムの整備

(1) 広報活動用資機材の整備

災害時に備え、拡声機付車両及びハンドマイク等広報活動用資機材の定期的な点検整備を図る。また、広報活動用資機材を取り扱っている業者等を把握しておくものとする。

(2) 民間報道機関との協力体制の確保

市からの災害情報等をそれぞれがもつ媒体を通じて報道し、地域に密着した情報の提供ができるよう協力体制を整えておくものとする。

(3) 非常時における多様な広報要員の確保

ボランティア団体等との連携により、点字、手話、外国語等要配慮者向け広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図る。

(4) 町内会放送設備の整備

市民への災害情報伝達の多ルート化を図るため、各町内会に放送設備の整備等を要請する。

(5) 多様な広報ツールの採用

防災行政無線放送を補完する防災・行政メールの登録促進、防災・行政テレフォンガイドの利用促進に努めるとともに、緊急速報メール、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等多様な広報ツールを活用して確実な広報に努める。

第3節 避難体制整備計画

方 針

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難体制の整備・啓発を行う。

そのため、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努める。

計 画

第1 避難施設の整備

実施担当部局：総務部、関係各部

1 一時避難場所

災害時又は災害のおそれがある場合に、市民が一時的に避難するため、地域の状況に応じて、安全性等の一定の基準を満たす公園や地区の集会所その他の広場等を、平常時は市民に親しまれ、災害時には一時的な避難場所となるよう整備を推進するとともに、民間等の協力を得ながら津波避難ビルの指定についても促進していく。

※ 津波一時避難場所（市整備分及び指定避難ビル）は「資料編3－1（P 資 3-1）」を参照

2 指定避難施設

原則として災害が沈静化した後に、自宅等が被害を受け居住する場所がなくなった市民を収容するために設置する。

（1）施設の選定にあたっては、次の事項に留意する。（施設によっては、一時避難場所としての機能も併せ持つ場合もある。）

- ア がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと
- イ 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと
- ウ 危険区域の人家からできるだけ近距離にあること
- エ 耐震性が確保されている施設であること

（2）避難施設管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な活用ができるよう、指定避難施設の管理者等と平常時から十分な協議を行う。

- ア 市が管理する施設以外の管理者等とは、所要の手続きを済ませておく
- イ 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る

ウ 迅速な施設開設のため、施設管理者との連携体制の強化や適切な鍵の管理に努める

※ 指定避難施設一覧表は「資料編3-2(P資3-2)」を参照

3 避難路

南海トラフにおける巨大地震が発生した場合など、津波から身を守るため、住民自らが一時避難場所までの避難経路を確認しておくとともに、自主防災組織等が中心となって地域の実情に応じた避難路の整備に努める。

また、一時避難場所から指定避難施設への移動の安全を確保するため、道路改良等の促進を図る。

4 避難所機能の充実

(1) 備蓄物資の充実

指定避難施設において、避難者救護のための備蓄物資の整備を推進する。

(2) 水の確保

生活用水等を確保するため、造水機や飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置を推進するとともに、プール・防火水槽等の新設及び改修工事に併せ、耐震性の強化を図る。

(3) 炊き出し機能の確保

学校等の調理室については、耐震性の向上など災害時に使用できるよう整備を検討する。

(4) 要配慮者に配慮した避難施設の整備

市は、以下に示す避難所の福祉的整備に関する基準に基づき、避難所の設備の充実に努める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等であって避難施設での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護できる避難施設を選定整備する。

ア 多人数の避難に利用する施設の管理者は、和歌山県福祉のまちづくり条例や田辺市地域福祉計画等に基づいた整備・改善に努める。

イ 多人数の避難に利用する施設の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するように努める。

ウ 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

第2 避難誘導体制の確立

実施担当部局：総務部、消防本部

1 避難誘導システム

災害発生後、市民の避難行動は、すぐに最終的な指定避難施設に避難を開始するのではなく、一旦地域内の最寄りの公園や公民館、学校等の安全な場所に避難し、災害の状況によって再び避難行動を起こすと考えられる。このため、このような市民の行動に合致した、段階的な避難誘導システムについて検討する。

2 避難誘導体制の整備

(1) 市

ア 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難ができるよう自主防災組織、町内会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ 避難施設及び避難路等に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係住民や外来者への周知を図る。

ウ 市民の避難行動に配慮した防災行政無線設備等の整備を総合的に検討する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

3 避難に関する情報の周知・広報

防災マップや広報紙等の配布を通じて、市民の避難に関する情報（避難方法等）の周知強化を図る。

第4節 津波避難対策計画

方 針

本市では、南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合、きわめて短時間に津波の来襲が予想されるため、津波に関する防災教育及び訓練、避難場所、避難経路、津波避難施設の指定等のハード・ソフトの対策を組み合わせた多重防御による津波避難対策、津波防災地域づくりを推進する。

計 画

第1 津波避難対策緊急事業計画等の作成

実施担当部局：総務部

本市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による特別強化地域に指定されたことから、津波避難対策緊急事業計画を作成し、津波対策を推進する。

1 津波避難対策緊急事業計画の内容

- ア 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- イ 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- ウ 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設

第2 津波に強いまちづくり

実施担当部局：総務部、消防本部

1 津波避難を考慮したまちづくり

津波からの迅速かつ確実な避難を実施するため、徒歩による高所への避難を原則とし、地域の実情を踏まえ、避難場所、避難路の整備等、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを推進する。

地形や土地利用の実態など、地域の状況により高所への徒歩避難が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して、既存施設の活用や避難施設の新設による津波避難ビル、津波避難タワー等避難場所の確保に努める。

2 津波災害警戒区域

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、指定された津波災害警戒区域について、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域を示したハザードマップ及び一時避難場所及び避難路の周知に努め、次のとおり警戒体制を定める。

(1) 情報の収集及び伝達

気象庁防災情報提供システム及び県防災情報システム等を活用し、津波災害警戒区域の津波に関する情報を収集し、必要に応じて市防災行政無線等により広報する。

(2) 警戒避難体制の確立

津波の発生のおそれがあるときに円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を行い、避難誘導等を行う。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設については、施設管理者への情報伝達手段として、防災・行政メールの配信サービスを周知する。

(3) 避難場所及び避難路の整備

津波の発生時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、津波避難ビル等の避難場所及び避難路の整備・啓発を行う。

※津波一時避難場所（市整備分及び指定避難ビル）は「資料編3－1（P資3-1）」

(4) 津波避難訓練の実施

津波災害警戒区域内において迅速な津波からの避難を行うため、関係機関、市民、事業者等は津波避難訓練を実施する。

(5) 津波避難確保計画の作成

津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、津波避難確保計画を作成する。

※津波浸水想定区域内要配慮者施設の一覧は「資料編3－5（P資3-11）」

3 伝達監視体制の整備

住民、来街者（観光客など）、海浜利用者等が的確に避難できるよう、防災行政無線やその他の伝達手段を整備・充実し、津波情報伝達体制、監視体制の強化を図る。

4 避難対策

(1) 避難体制の整備

津波発生時における適切な避難対策を実施するため、地域住民と協働して津波避難計画を策定し、避難場所、避難経路の周知を図る。

避難計画を策定する場合には、避難行動要支援者に配慮したものとする。

(2) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損壊、交通渋滞・事故等が発生するおそれがあり、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

但し、避難行動要支援者の避難等に当たっては、車等を利用した避難を検討する。

(3) 避難誘導等における職員等の安全性の確保等

消防職団員、市職員、自主防災組織等津波避難時に避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールの方策を検討する。

また、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認のため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、避難誘導体制の整備を図る。

(4) 津波一時避難施設等の整備

地理的条件を考慮し、安全かつ迅速に避難できる津波一時避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー等）の指定、協定を推進する。

(5) 避難空地の確保、避難路の整備

迅速な高所への避難を可能とするため、避難空地の指定整備を進めるとともに、避難路の階段整備や手すりの設置、夜間照明の設置など避難路の整備を推進する。

第5節 災害時医療体制整備計画

方 針

市及び県は、災害時の救急救助・医療救護活動を迅速かつ連続して適切に実施できるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、現地医療体制、後方支援体制、医薬品等の確保体制等を含めた災害時医療体制の整備を図る。

計 画

第1 救急救助体制の整備

実施担当部局：消防本部、保健福祉部

1 救急救助体制の整備

市は、田辺市医師会、田辺西牟婁歯科医師会、田辺薬剤師会、日本赤十字社田辺支部等関係者と協力して、災害時に予想される多発的救急・救助要請に的確に対処するため体制の整備・充実を図るとともに市民の自主救護能力の向上と災害時における市民互助への理解と協力を得るよう広報活動等に努める。

2 救急救助資機材の整備

救急救助資機材の整備を進め、医療機関等との連携のもと、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

3 要配慮者に対する救急救助体制の整備

災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会、消防団、自主防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者を救急救助できる体制の整備に努める。

第2 応急医療体制の整備

実施担当部局：保健福祉部、消防本部、総務部

1 救護体制の整備

災害により、一時に多数の死傷者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合には、田辺市医師会及び田辺西牟婁歯科医師会、田辺薬剤師会等の協力体制が不

可欠であり、医師会等による検討を踏まえて、確実な応急医療体制を整備する。

2 救護所の設置

市は、災害の規模、態様に応じた適切な現地医療体制を確保するため、田辺市医師会等の協力のもと、中核となる指定避難施設等に救護所を設置できる体制を整える。

3 現地医療体制の整備

市、県及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

(1) 医療救護班の構成

市、県及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成するよう検討する。

(2) 医療救護班の受入及び派遣・配置調整

医療救護班の受入及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

4 医薬品等の備蓄・調達

(1) 災害等緊急時に必要とされる医療機器、衛生材料、医薬品等の備蓄・調達について、民間事業者等の協力が得られるようあらかじめ協議する。

(2) 医療機関及び指定避難施設等における医薬品等の備蓄に努める。

5 広域医療体制の整備

(1) 医療情報を正確に把握するため、平常時から他都市との情報交換を行い、災害時の負傷者の重傷度に応じた搬送先を適切に選定できるよう、広域的な医療体制の整備を図る。

(2) 災害時における医療機関及び田辺市医師会、田辺西牟婁歯科医師会、田辺薬剤師会との情報交換が適切にできるよう、協力体制の整備を図る。

(3) ヘリコプターによる負傷者等の搬送体制について充実を図る。

(4) 他都市との災害相互応援協定の締結を推進し、通常の応援業務に加えて医療スタッフ・医療資機材等の援助など、総合的な応援体制の整備を図る。

(5) 他地域への応援に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の整備を推進するとともに、当地域における大規模災害時の受援体制の構築を図る。

(6) 県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、救急及び透析に熟知している者を災害医療コーディネーターとして配置する。

(7) 災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院の指定により、災害時の医療を確保する。

6 搬送体制の確立

市及び県は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な

搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市及び県は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

市、県及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の搬送

ア 市

医薬品等の受入及び救護所等への配送供給体制を確立する。

イ 県、日本赤十字社和歌山県支部、田辺薬剤師会

医薬品等の受入及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制を確立する。

※ 災害拠点病院は「資料編2-12(P資2-39)」を参照

第6節 水・食料・生活物資等確保計画

方 針

災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所に対しては、平時から水や食料、生活必需品について最低3日分、可能であれば1週間分以上の備蓄を行っていくよう指導する。

計 画

第1 飲料水の確保

実施担当部局：水道部、市民環境部

1 補給水利の確保

補給水利として浄水池及び配水池の水を応急給水の水源として確保する。また、そのバックアップ体制として河川水、井戸水等からの応急給水の措置を行う。

- (1) 状況に応じて河川等の水を浄水装置により浄化し応急給水を行う。
- (2) 災害時に使用可能な井戸をあらかじめ調査・確保しておくとともに、災害時生活用水協力井戸登録制度への登録を推進する。
- (3) 学校等のプールの水を災害対策用造水機により浄化し応急給水を行う。

2 応急給水拠点等の整備

- (1) 災害時には、給水拠点を配置して、浄水場及び配水池を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被害状況に応じて、市内の配水池を給水基地として活用するため、順次、緊急遮断弁の整備を図る。
- (3) 給水は、原則として給水拠点及び市内各所の消火栓等において行うが、被災状況に応じ、応急給水を行う。
- (4) 浄水場においては、給水基地としての整備を図る。

3 応急給水用資機材等の整備

造水機、給水タンク、仮設給水栓、ポリ容器、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

※ 災害時生活用水協力井戸一覧表は「資料編2-12(P資2-46)」を参照

第2 食料及び生活必需品の確保

実施担当部局：総務部

1 備蓄

災害時には、一時的に流通機能が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食料や生活必需品の確保は困難になることが予想される。また、断水や停電等が発生すると、市街地部の家庭では食事のための調理ができなくなることも予想される。

このような事態に備えて、必要な食料及び寝具その他の生活必需品を供給又は貸与するため、非常食料、毛布及び防水シート等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

また、備蓄物資の種類としては、高齢者や女性、乳幼児等に配慮した品目の見直しを図る。

(1) 高齢者や女性、乳幼児等に配慮した品目

- ア 高齢者用食料
- イ 粉ミルク
- ウ ほ乳瓶
- エ おむつ
- オ 生理用品

(2) その他用品の確保

- ア アルファ米などの主食
- イ 梅干しなどの副食
- ウ 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- エ 光熱用品(LP ガス、LP ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- オ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- カ 救急セット等

(3) 分散備蓄

備蓄物資の一箇所集中を避けるとともに、速やかに物資等を輸送・提供するため分散備蓄を図り、小中学校や地域の一角などに簡易倉庫等を整備し、被災者の被災直後の生活に必要な食料及び生活必需品等を備蓄する。

(4) 家庭における備蓄

各家庭においては、災害に備えて消費しながら備蓄する「ところてん方式」により、1週間分以上の食料及び生活必需品を備蓄するよう啓発する。

(5) 企業における備蓄

企業においては、災害に備えて3日分以上の食料を備蓄するよう努める。

2 緊急調達体制の確立

(1) 民間企業との協定の推進

被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び住居資機材等関係業界と協議し、事前に調達に関する協定等を締結し、これらの物資の緊急時の調達に万全を期す。

(2) 広域的な受入体制

広域的な救援物資の受入れについては、県の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

第7節 緊急輸送のための整備計画

方 針

災害発生直後においては、緊急に必要となる各種物資や人員を搬送するため、使用可能な交通・輸送ルートや車両等を確保することが極めて重要である。

そのため、あらかじめ緊急輸送道路を活用するための道路や緊急通行車両等を指定するとともに、多様な輸送手段の検討及び人員や車両の調達を含めた輸送力の確保等、災害時に迅速かつ的確に緊急輸送が行われるよう環境の整備を図る。

計 画

第1 緊急輸送道路の活用

実施担当部局：建設部

- 1 市は、災害時の緊急輸送活動を円滑に実施するため、県が指定する緊急輸送道路の活用を図る。そのため、市は緊急輸送道路に直結し、隣接市町村及び市庁舎、消防署、田辺警察署、西牟婁振興局、病院等防災拠点となる施設を有機的に連携できるアクセス道路及びこれらを補完する道路を、緊急輸送道路を活用するための道路として指定する。

指定にあたっては、県が指定する緊急輸送ネットワークとの接続に留意するとともに、警察及び関係機関と十分協議を行い、広域圏を視野に入れて検討するものとする。

- 2 効率的な緊急輸送を実施するため、田辺警察署と協議の上、緊急車両用赤色灯、サイレンやステッカー、通行禁止等の看板などについて事前に整備しておくものとする。

第2 緊急通行車両の事前届出

実施担当部局：総務部

- 1 災害時の応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、市有車両を緊急通行車両として田辺警察署長を経由し、県公安委員会へ事前届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておくものとする。
- 2 市有車両を廃車又は新規購入した場合は、その都度上記の届出をしておくものとする。

3 事前届出手続

(1) 申請書類

- ア 緊急通行車両事前届出書 2通
- イ 自動車検査証の写し 2通

(2) 対象車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために使用する車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車については対象外）

(3) 届出済証の返還

次の場合、速やかに田辺警察署長を経由して届出済証を返還するものとする。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき
- イ 当該車両が廃車となったとき
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき

※ 緊急通行車両事前届出書・届出済証は「資料6－1（P資6-1）」を参照

第3 海上輸送

実施担当部局：総務部、産業部、建設部

災害時の緊急海上輸送に備え、田辺海上保安部、県、漁協、遊漁船組合等の関係機関と協議の上、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等について定めておくものとする。

第4 航空輸送

実施担当部局：総務部、消防本部

- 1 陸上交通が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため、ヘリコプターの臨時発着場の選定を行う。

- 2 必要に応じてヘリコプターの臨時発着場の増設整備を図り、その管理・運用に努める。

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は「資料編2－6(P資2-8)」を参照

第5 鉄道輸送

実施担当部局：企画部

災害時においても、列車運転の安全を確保し、輸送業務を常に健全な状態に保持するため、西日本旅客鉄道株式会社と協議の上、災害時の緊急輸送の運行方法や協力体制等について定めておくものとする。

第8節 災害軽減のための計画

方 針

市及び関係機関は、がけ崩れ、浸水、地すべり、土石流、高潮、津波被害や大規模火災等の災害発生のおそれがある地域（災害危険箇所等）について、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努める。

また、市民が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対する予防措置を講じることができるよう必要な情報を提供するとともに、必要に応じて災害危険区域としての法指定や防災パトロールを行うなど、災害予防に努める。

計 画

第1 災害危険箇所の予防措置

実施担当部局：建設部、産業部

1 防災パトロール

災害危険箇所に対し関係機関との調整を行い、防災パトロールを強化する。

（1）量水標の点検

水位観測に障害が発生しないように定期的に機器の点検に努める。

2 事前措置の対象物等の改善

災害時に事前措置が必要と予想されるものについては、その占有者・所有者又は管理者に対し、その旨を通知し、改善の指導を行う。

（1）重要水防区域の見直し

市は、県に対し、河川等の改修整備や既往災害の状況に応じた重要水防区域の見直しを要望する。

（2）水防倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

3 被害想定に基づく対策検討

各種要因に基づく被害想定から、諸対策を検討する。

（1）水防活動の強化

治水事業と水防活動は、相互に機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。市は、地域住民による水防活動の強化を促進し、「水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

4 災害危険箇所の周知

各災害危険箇所とその危険性について、必要に応じて関係機関及び市民等に周知を図る。

(1) 市民への意識啓発

台風や洪水、高潮等の災害から市民を守るため、警報の如何にかかわらず、異常気象等を観測した場合は、直ちに警戒体制をとること、津波災害から市民を守るため、地震発生時には警報の如何にかかわらず、津波を想定して直ちに避難体制をとることなど、平常時からの意識啓発に努める。

※ 水防資機材一覧表は「資料編2－7(P資2-10)」を参照

第2 行為の規制及び対策事業の促進

実施担当部局：建設部、産業部

1 法令に基づく行為の規制

- (1) 砂防指定地内では、砂防法に基づき土地の掘削、土砂の採取、立木の伐採などの行為の指導を行う。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、急傾斜地法に基づき規制し、保全を図るとともに居住建物については、建築基準法に基づき指導を行う。
- (3) 地すべり防止区域においては、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長、若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法に基づき行為の指導を行う。

2 対策事業の促進

- (1) 土砂流出のおそれのある溪流については砂防ダム等土砂災害防止施設の設置等、砂防対策の積極的な対応を、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた箇所については急傾斜地崩壊対策事業の促進を、また、地すべり防止区域については地すべり対策事業の促進を県に要望する。
- (2) 山地災害の未然防止を図るため、危険性及び緊急性の高いところから、森林の維持及び修復促進等を重点に置いた取組を効率的に実施するよう積極的に県に要望する。

第3 警戒避難体制の確立

実施担当部局：総務部、建設部、産業部

1 防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には随時パトロールを実施する。また、地震発生時には、余震等による二次災害を想定し、情報を的確に把握する。

2 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位を計測する情報システム等を活用し、警戒避難体制の確立に努める。

3 危険箇所の周知

土石流危険渓流等への看板設置やパンフレットの配布等により、土砂災害危険箇所を市民に周知する。

4 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成を積極的に推進し、防災意識の醸成を図る。

5 情報伝達体制の整備

市は、津波警報、気象予警報等の情報伝達が的確に実施できるよう、市防災行政無線等の伝達機器の整備を進め、市民への伝達体制を確立する。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障害者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

6 防災知識の普及

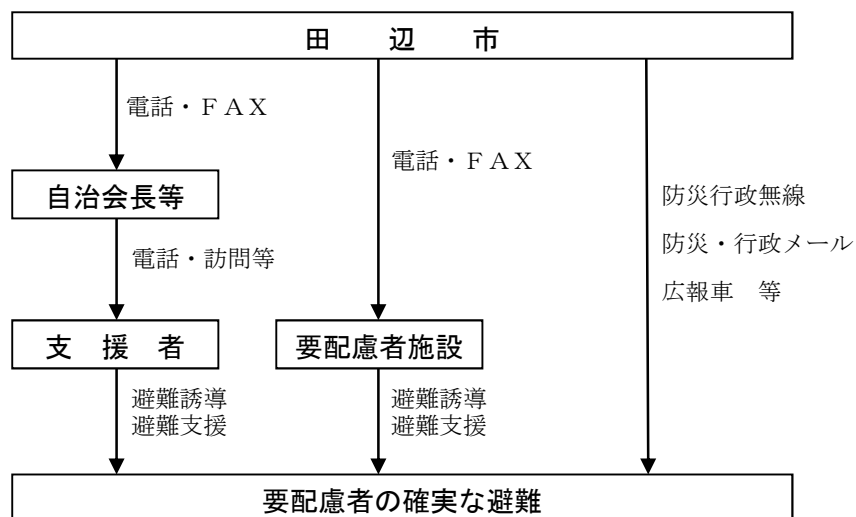
市及び関係機関は、市民に対し日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）と関連をもたせ、広報活動等の実施を図る。

第4 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の確立

市は、土砂災害警戒区域の指定があった場合は、当該警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

さらに、警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該

施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布等により住民に周知する。



※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、「資料編 1－4（P 資 1-21～78）、資料編 1－5（P 資 1-132）」を参照

第5 浸水想定区域における警戒避難体制の確立

市は、浸水想定区域については、区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

さらに、浸水想定区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう水害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（水害ハザードマップ）の配布等により住民に周知する。

第9節 災害対策拠点等の整備

実施担当部局：関係各部

第1 防災中枢機能等の確保、充実

市、行政局、消防本部、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備に努めるとともに、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

特に、災害対応の拠点となる消防本部については高台への新築移転を図るとともに、市本庁舎及び市民総合センターについても耐震化や津波対策に向けた事業手法の検討を進める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

第2 各種データの整備保全

市は、災害復旧・復興への備え、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、地下埋設物等情報及び図面データの整備保存並びにバックアップ）について対策を講じる。

第3 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画（BCP）の策定等を行い、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第10節 受援計画

第1 応援の要請

市は、災害時において、県、国、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を迅速、効果的に受けるため、速やかに応援要請を行うことができるよう、あらかじめ受援計画の作成を検討する。

なお、受援計画の作成にあたっては、関西広域連合が定めた「関西広域応援・受援実施要綱」との整合を図り実効性を確保する。

第2 関西広域連合の応援・受援の種類

- 1 応援要員の派遣
- 2 物資及び資機材の供給
- 3 避難者及び傷病者の受入れ
- 4 その他

第3 国土交通省近畿地方整備局による応援計画

災害が発生又はその恐れのある場合、被害拡大を防ぐための緊急対応実施や（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を行う。

1 応援の内容

- （1）被害情報の収集
- （2）災害応急復旧
- （3）二次災害の防止
- （4）その他必要と認められる事項

2 応援の要請、実施

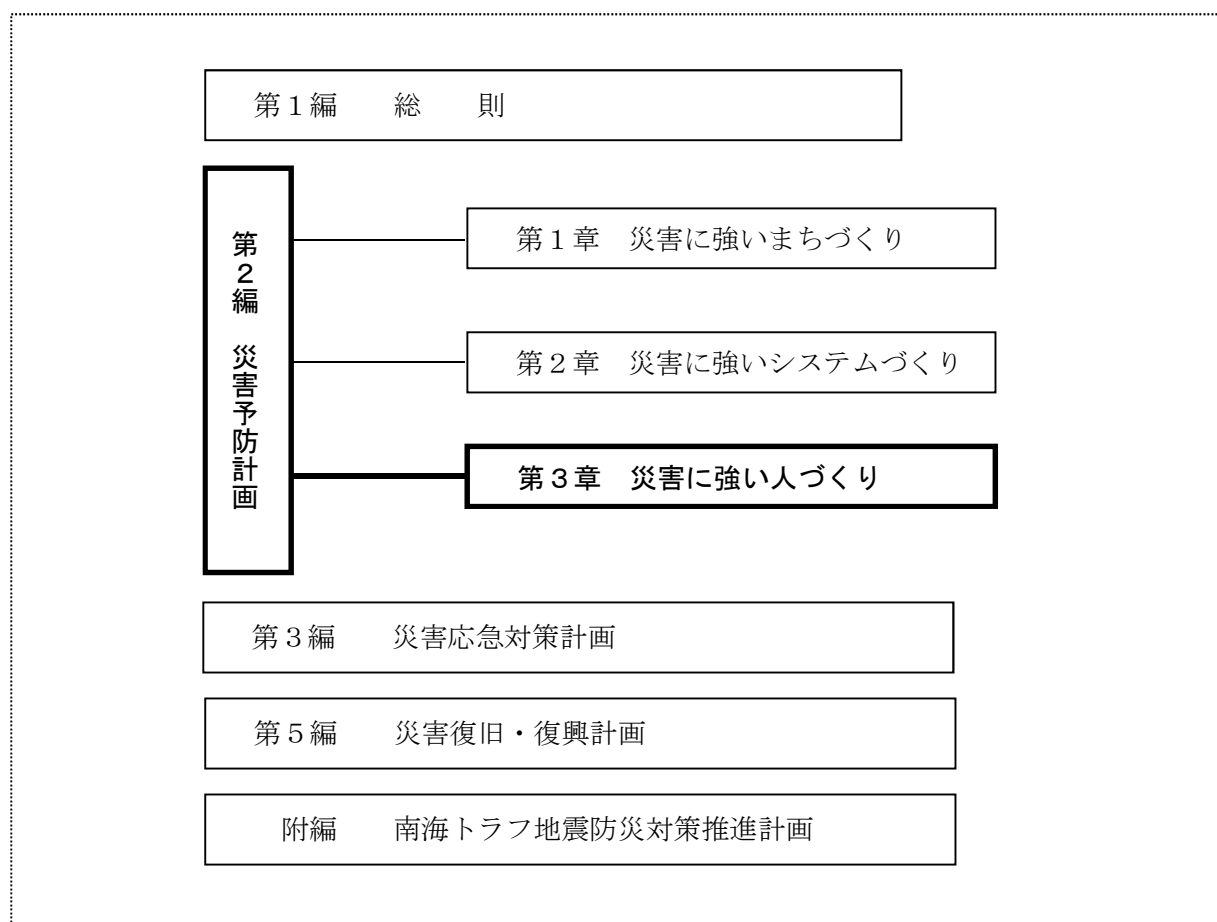
和歌山県は、近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行う。

近畿地方整備局は、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案して、可能な応援を行う。

3 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は、独自の判断により応援を行う。

第3章 災害に強い人づくり



第1節	防災教育及び広報	2- 66
第2節	自主防災活動	2- 69
第3節	防災訓練	2- 73
第4節	要配慮者対策	2- 75
第5節	ボランティアの活動環境整備	2- 80

第1節 防災教育及び広報

方 針

市及び関係機関は、防災活動が円滑に実施されるよう、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連絡を保ち、単独又は共同して市民及び事業所等に対して防災教育並びに広報等を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

計 画

第1 防災教育

実施担当部局：総務部、教育委員会事務局、関係各部

1 防災知識の普及と意識啓発

災害被害を軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きい。市民が「自らの安全は自ら守る」ため、平常時から指定避難施設及び一時避難場所の位置や経路を確認し、飲料水や食料等を各家庭で備蓄することが重要である。

このため、消費しながら備蓄する「ところてん方式」により、1週間分以上の食料・生活必需品備蓄を推進し、市民の防災知識の普及・啓発を図り、防災能力を高める講習会、学習会等を開催するとともに、広報冊子、パンフレット等を用いて普及・啓発に努める。また、その際、要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

防災知識として、以下の項目に留意して行うものとする。

- (1) 災害発生の原因及び災害種別ごとの特性
- (2) 火災予防知識
- (3) 地震・津波に関する一般知識

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、後続波の方が大きくなる可能性や24時間以上にわたって継続することがあること、また強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠隔地震による発生の可能性など、津波の特性に関する情報。

津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の情報には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること、など津波に関する想定、予測の不確実性。

- (3) 過去の被害事例
- (4) 平常時の災害に対する心得
 - ア 住宅の点検と補強方法

- イ 出火の防止
- ウ 救助・救護の方法
- エ 非常持ち出し袋の設置
- オ 避難施設、避難路の確認、連絡方法
- カ 家具等の固定

(5) 災害時の心得

- ア 情報の収集方法
- イ 家屋等の補修
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難の方法、時期

強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じるときは、迅速かつ自主的に高い場所に避難すること、避難は徒歩を原則とすること等

- オ その他災害に応じた措置

2 学校教育・社会教育における防災教育

- (1) 教育委員会は、学校園防災の手引を作成し、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するとともに、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。

災害時には、児童・生徒自らが命を守る主体となるため、以下の取組に努める。

- ア 「和歌山県防災教育指導の手引」を活用した防災学習
- イ 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ウ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- エ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- オ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- カ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

- (2) 生涯学習等の社会教育において、災害予防に関する教育を行うとともに、災害に対して冷静に対処できるよう定期的な避難訓練の実施を図る。

- (3) 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

- (4) 市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛ける。

3 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災広報

実施担当部局：総務部、企画部、消防本部

1 防災広報の実施

(1) 印刷物による広報

防災知識普及のため、広報紙等に関係記事を掲載するほか、チラシ等の作成・ポスターの掲示・回覧板等を利用して防災意識の高揚を図る。

(2) ポスター・作文・標語等の募集による広報

市は小・中学生等から防災に関するポスター・作文・標語等を募集し、市民を対象に防災知識の普及を図る。

(3) 広報の実施時期

防災知識の普及は、市が定めた「家族で考える防災の日」（9月第1日曜日）のほか、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

【災害予防運動の時期】

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
風水害予防に関する事項	水防月間	5月
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月
	がけ崩れ防災週間	6月1日～7日
	山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週
	高圧ガス保安活動促進週間	10月23～29日
	LPGガス消費者保安月間	10月1日～31日
	火薬類危害予防週間	6月10日～16日
火災予防に関する事項	文化財防火デー	1月26日
	春の全国火災予防運動	3月1日～7日
	秋の全国火災予防運動	11月9日～15日
	全国山火事予防運動	3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日	1月17日
	防災とボランティア週間	1月15日～21日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	救急の日	9月9日
	津波防災の日(世界津波の日)	11月5日
	119番の日	11月9日

第2節 自主防災活動

方 針

地域における災害の未然防止や拡大防止を図るため、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であるが、大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、行政を中心とした組織的な対応が遅れることが予想される。そのため、市民の隣保協力に基づく自主防災組織の育成を促進し、訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造若しくは保有する工場・事業所等についても、事業所等自らの防災組織を編成し、大規模な災害等に備えるものとする。

計 画

第1 自主防災活動

実施担当部局：総務部、消防本部

1 自主防災組織の育成

(1) 組織の育成

市は、講習会や防災訓練等の防災行事等を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、全市的に町内会・自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域住民と協力して地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。また、地域住民が自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

それぞれの組織においては、市と十分協議の上、規約及び防災計画（活動計画）を定めるものとする。

ア 防災計画の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること
- ② 防災知識の普及に関すること
- ③ 防災訓練に関すること
- ④ 情報の収集伝達に関すること
- ⑤ 出火防止、初期消火に関すること
- ⑥ 救出・救護に関すること
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること

- ⑧ 給食・給水に関すること
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること

イ 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織の編成
 - 情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- ② 編成上の留意事項
 - a 女性参加による組織編成の推進
 - b 水防班、がけ崩れの巡視班等
 - c 事業所の自衛防災組織や従業員の参加
 - d 地域的偏りの防止と専門家や経験者の活用

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域全体が連帯共同し、防災関係機関と一体となって地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主的かつ組織的な地域の防災活動を行う。

	平 常 時 の 活 動	災 害 発 生 時 の 活 動
情 報 連 絡	・ 防災知識の普及及び高揚 ・ 防災関係機関、隣接の自主防災組織との連絡、避難行動要支援者の把握	・ 情報の収集、伝達及び広報
消 火	・ 防火、防災等予防上の措置 ・ 防災訓練	・ 出火防止 ・ 初期消火
救 出 ・ 救 護	・ 地域における危険度の把握 ・ 資機材の備蓄、保守管理	・ 負傷者の救助救出 ・ 避難行動要支援者への援助
避 難 誘 導	・ 避難施設の確認 ・ 避難訓練	・ 避難誘導
給 食 ・ 給 水	・ 給食、給水訓練	・ 給食、給水

(4) 活動に対する市の支援

ア 組織運営への支援及び技術的指導の実施

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。市は、組織運営に係る費用への支援及び自主防災リーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導、助言を行い、組織的活動を支援する。

イ 資機材の整備

自主防災組織の組織的活動に必要な資機材の整備や修理への支援を行うとともに、訓練等を通じて資機材の使用方法等について熟練するよう指導する。

ウ 消防団との連携、協力

地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通し、また、

消防に関する豊富な知識や経験を有する消防団との連携、協力関係の構築を図る。

2 地区防災計画の策定

自主防災組織など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

第2 事業所等の防災活動

実施担当部局：総務部、消防本部

1 自衛防災組織の整備

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、的確な防災活動を実施するため自衛防災組織の整備に努める。

(1) 事業所等の役割

ア 災害時に果たす役割

- ① 従業員、顧客の安全確保
- ② ボランティア活動への支援、地域への貢献等

イ 平常時の対策

- ① 自衛防災組織の育成
- ② 防災訓練の実施
- ③ 地域の防災訓練への参加
- ④ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- ⑤ 防災体制の整備
- ⑥ 最低3日分の食料備蓄

(2) 設置対象事業所

ア スーパーマーケット、旅館、病院等不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛防災組織を設置し、災害防止にあたること
が効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一建物内に複数の事業所等があり、協同して自衛防災組織を
設置することが必要な施設等

(3) 自衛防災組織の内容

ア 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

イ 防災計画の内容

① 予防計画

- a 予防管理組織の編成
- b 火気使用設備、危険物、指定可燃物等の点検整理
- c 消防用設備等の点検整備

② 教育訓練計画

- a 防災教育
- b 防災訓練

③ 応急対策計画

- a 応急活動組織の編成
- b 情報の収集伝達
- c 出火防止及び初期消火
- d 避難誘導
- e 救出救護

(4) 自衛防災組織の活動

	平常時の活動	災害発生時の活動
情 報 連 絡	・ 従業員等の防災に関する教育	・ 情報の収集、伝達及び広報
消 火	・ 防災・防火等予防上の措置 ・ 防災訓練	・ 出火防止及び初期消火
救出・救護	・ 施設及び設備等の点検整備 ・ 資機材の備蓄、保守管理	・ 負傷者等の救出救護
避 難 誘 導	・ 避難訓練	・ 避難誘導

第3節 防災訓練

方 針

市及び関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、関係機関との協力体制の強化、市民の防災意識の向上を図るため、関係機関の参加と市民その他関係団体の協力を得て、防災に関する各種訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、その種類により最も効果のある時期を選んで実施する。

また、洪水のおそれのある地域、家屋の密集している火災危険地域等、それぞれの地域の災害特性を検討し実施する。

計 画

第1 総合防災訓練

実施担当部局：総務部、消防本部、関係各部

市は、関係機関、市民、事業所等の協力のもとに、組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、通信訓練、給水給食訓練等の各訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の円滑な実施を期す。

第2 個別防災訓練

実施担当部局：総務部、消防本部、関係各部

1 組織動員訓練

市及び関係機関は、勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

2 通信連絡訓練

市及び関係機関は、平常時通信から災害通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常時の連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

3 避難救助訓練

市及び関係機関は、市民、事業所等の協力を得て避難の勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者の避難誘導及び救出救助や避難に関連して医療・物資の輸送、給水給食に関する訓練にも配慮する。

4 水防訓練

市又は水防管理団体は、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

5 消防訓練

市又は消防機関は、災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防御、救助等の訓練を実施する。

第3 市民の訓練

実施担当部局：総務部、消防本部、関係各部

1 市民、事業所等の訓練参加の促進

定例的な訓練や新たな訓練の実施に際し、種々の工夫を凝らした項目及び内容を計画し、広範な市民等の参加の促進を図る。

2 自主防災組織等による訓練

- (1) 自主防災組織や事業所ごとの防災訓練を推進し、初期消火、避難誘導及び救護活動等の地域における自主防災力の向上を図る。
- (2) 訓練の実施に際しては、高齢者、障害者、傷病者等の要配慮者の保護に配慮した訓練計画を策定し、実施する。

第4節 要配慮者対策

方針

高齢者、障害者、乳幼児等は、災害時には自らが適切な行動がとり難く、被害を受けやすい条件にあるため「要配慮者」といわれている。そのため、要配慮者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

計画

第1 福祉のまちづくりの推進

実施担当部局：関係各部

地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、地域住民の自主的な助け合い活動を促進するとともに、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努める。併せて、高齢者や障害者の積極的な社会参加を促進し、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりを進めるため、公共施設の整備、改善を推進する。

また、民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

第2 要配慮者対策

実施担当部局：保健福祉部、総務部、関係各部

1 基本的な考え方

(1) 要配慮者の範囲

要配慮者の範囲は、防災対策上特に配慮を要する次に掲げる者をいう。

なお、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

- ア 高齢者
- イ 障害者
- ウ 傷病者
- エ 乳幼児

- オ 妊産婦
- カ 難病患者
- キ 外国人
- ク 上記に準ずる者

(2) 要配慮者支援班の設置

市は、要配慮者の避難生活支援業務を的確に実施するための組織として「要配慮者支援班」を設置する。

なお、要配慮者支援班の詳細については、別途「避難行動要支援者避難支援プラン」で定めるものとする。

(3) 避難行動要支援者避難支援プランの作成等

市は、避難行動要支援者の避難支援に係る考え方、自助・共助・公助の役割分担、支援体制等について定めた「避難行動要支援者避難支援プラン」及び「避難行動要支援者名簿」を保健福祉部において作成し、随時更新を行うものとする。

なお、名簿の作成に当たっては、プライバシーの保護に配慮するとともに、名簿の管理には、十分注意するものとする。

(4) 防災についての啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する啓発

- ① 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ② 災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ③ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ 地域住民に対する啓発

- ① 自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- ② 災害発生時には、対象者の安全確保に協力する。
- ③ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な要配慮者に対し、重度の障害者等を対象とした日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具の給付などを通じて、情報伝達手段の整備を進めるものとする。

(6) 安全機器の普及促進

防災上、援護支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等の防災機器の普及を促進する。

(7) 福祉避難所の指定

市は、介護員等の支援が必要な要配慮者を対象とする福祉避難所を指定する。

福祉避難所の指定にあたっては、福祉避難所に適する施設との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行い、対応能力を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行うものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に登載する対象者の範囲

避難行動要支援者は、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」であり、市では対象範囲を次のとおりとする。

高齢者	65 歳以上の高齢者単身世帯又は高齢者のみの世帯に属し、要支援又は要介護認定されている者		
障害者	障害者単身世帯、障害者のみの世帯、障害者と 12 歳未満の者のみの世帯、障害者と 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属し、下記の障害種別に該当する手帳を所持している者		
	肢体不自由	身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級	
	聴覚障害	身体障害者手帳 1 級、2 級	
	視覚障害	身体障害者手帳 1 級、2 級	
	知的障害	療育手帳 A 1、A 2	
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級	
難病患者等	特定疾患医療受給者証を所持している者（小児慢性特定疾患医療受給者を含む）の単身世帯、特定疾患者のみの世帯、特定疾患者と 12 歳未満の者のみの世帯、特定疾患者と 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属している者		
その他	上記以外で市長が必要と認めた者		

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

- | |
|--|
| ①住所 ②氏名 ③性別 ④生年月日(年齢) ⑤電話番号 ⑥要援護の区分
⑦家族の状況・同居者 ⑧緊急時の連絡先 ⑨所属自治会名 ⑩居住建物の構造
⑪普段いる部屋 ⑫寝室の位置 ⑬最寄の指定避難施設
⑭普段サービスを受けている事業所、医療機関等の名称、所在地、電話番号
⑮その他特記事項 |
|--|

また、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約し、その情報に基づき避難行動要支援者及びその家族に調査を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新に係る事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・出生・死亡等により常に変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行

動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者は次のとおりとする。

- ア 自治会及び自主防災組織
- イ 民生委員及び児童委員
- ウ 消防機関
- エ 警察機関
- オ 社会福祉協議会

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は名簿情報に基づいて避難支援を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、市は地域の実情などに応じて、可能な範囲の避難支援等を行うことができるよう、避難支援等関係者の安全確保に配慮する。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供における情報管理

避難行動要支援者名簿に記載された情報は、要支援者に関する極めて秘匿性の高い情報を含むものであるため、名簿情報の提供を受けた者は「田辺市個人情報保護条例」及び「田辺市避難行動要支援者名簿取扱特記事項」を遵守し、名簿情報に係る秘密保持を徹底するよう措置を講じるものとする。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者及び家族への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難ができるよう各施設ごとに定期的な防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設の倒壊や火災の発生がないよう、施設や附属危険物を常時点検する。また、火気についても、日頃から安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

(5) 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡ができるよう、緊急連絡先の把握を行う。

4 外国人観光客等への対策

(1) 一時避難場所等への誘導

災害発生時、特に早急に避難が必要な津波の発生の可能性がある場合に備え、外国人観光客等が多く利用する施設等の周辺に設置する避難誘導看板に英語併記を推進する。

(2) 観光事業者等による訓練

外国人観光客等が多く利用する事業所等は、外国人の避難誘導を想定した訓練を実施する。

第5節 ボランティアの活動環境整備

実施担当部局：保健福祉部、企画部

方針

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を担うものである。とりわけ、大規模災害の発生時には、国の内外からの多くの支援申し入れが予想される。これらの災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力が、その後の応急対策活動を左右すると言っても過言ではない。そのため、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、活動分野の需要の把握や受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア環境の整備に努める。

計画

第1 ボランティア活動への支援

1 基本的な考え方

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に実施されるためには、市（災害対策本部）との連携・支援が必要となることから、市とボランティアとの関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) 市は、田辺市社会福祉協議会との連携を図るとともに、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の補償等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

2 平常時の連携

- (1) 災害時に自主的にボランティア活動が実施できるようにするため、平常時から活動のリーダーの育成を図るなど、活動が活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。
また、市とボランティアが相互に協調し円滑に活動できるよう、防災ボランティアセンター設置運営訓練等を実施する。
- (2) 市及び関係機関は、田辺市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (3) 市及び関係機関は、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等に努める。